

石狩川下流幌向地区自然再生ワークショップ規約

(目的)

第1条 石狩川下流幌向地区自然再生ワークショップ（以下「幌向再生ワークショップ」という。）は、「石狩川下流自然再生計画書」に基づき、石狩川下流幌向地区において地域と協働した湿地環境の再生を行うための「石狩川下流幌向地区自然再生実施計画書」を作成するとともに、自然再生計画地（以下「幌向再生地」という。）において同計画に基づく取り組み、フォローアップ等を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 幌向再生ワークショップは、関係行政機関等や、石狩川下流幌向地区に関わり、幌向再生地の湿地環境の再生、地域の活性化等に意欲を有する方をもって構成する。

- 2 幌向再生ワークショップには座長1名を置く。
- 3 座長は、幌向再生ワークショップを総括する。

(ワークショップの主催等)

第3条 幌向再生ワークショップは、札幌開発建設部江別河川事務所が主催する。

- 2 幌向再生ワークショップは、札幌開発建設部江別河川事務所長が開催する。
- 3 幌向再生ワークショップは、原則として公開で行うものとする。

(事務局)

第4条 幌向再生ワークショップの事務局は札幌開発建設部江別河川事務所に置く。

- 2 事務局は幌向再生ワークショップの運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、幌向再生ワークショップの運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は平成26年2月24日から施行する。

この規約は平成27年12月21日に一部改正し、施行する。